

法人税 確定申告書（ 年分・平成〇〇年〇月〇日 事業年度分・平成△△年△月△日 ）に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

33の2①

				※整理番号				
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称		税理士 国税 太郎 ⑩					
	事務所の所在地		東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 電話 (03) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇					
書面作成に 係る税理士	氏 名		税理士 国税 太郎 ⑩					
	事務所の所在地		東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 電話 (03) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇					
	所属税理士会等		東京 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇号					
税務代理権限証書の提出			☒ (法人税・消費税) ・ 無					
依 頼 者	氏名又は名称		株式会社 〇〇商事 代表取締役 〇〇 一郎					
	住所又は事務所の所在地		東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 電話 (03) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇					
私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。								
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項								
帳簿書類の名称				作成記入の基礎となった書類等				
依頼者が自ら起票した仕訳伝票に基づき、コンピュータ処理により作成した仕訳帳、総勘定元帳、試算表、貸借対照表及び損益計算書。期末整理の会計伝票のみ当方作成。				会計伝票、現金出納帳、銀行帳、証憑書綴、給与台帳、得意先台帳、仮払金台帳、仕入台帳、末払経費台帳、当座勘定照合表、普通預金通帳。				
2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項								
帳簿書類の名称				備 考				
なし				なし				
※事務 処理欄	部門	業種			意見聴取連絡実績		事前通知等実績	
					年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
					・ ・		・ ・	・ ・

		※整理番号		売上計上時期等について、税理士が請求書、得意先台帳等により確認を行っており、調査省略等の参考になる。	
3 計算し、整理した主な事項					
(1)	区 分	事 項	備		
	旅客運賃収入	決算月に、請求書の締切日毎、かつ得意先別に得意先台帳と請求書とを突合し、売上計上時期と計上漏れがないか確認した。	売上請求書類 得意先台帳		
	運送原価の諸科目	請求書及び領収書等に基づき、請求内容と決済状況の確認を行い、請求書の中に資本的支出に該当すべきものが無いか確認した。	仕入、経費請求書 仕入台帳 未払経費台帳		
	販売費及び一般管理費の諸科目	支払領収書をあらためて全てチェックするとともに、広告宣伝費、厚生費、諸会費等について、交際費に該当するものがないか確認した。	証憑書綴 経費請求書	貸倒損失の計上について税理士が経緯を確認した上で、返戻郵便物等の関係書類を確認しており、調査省略の参考になる。	
	貸倒損失	貸倒先5件に関し、貸倒となった経緯、現況等を聞き取り、税法基準に合致しているか検討した。	転居先不明となって返信された請求書送付郵便		
(2)	(1)のうち顕著な増減事項		増 減 理 由		
	旅客運賃収入の減少		前年実績に比して約×,×××万円の減少となった。その原因は、景気低迷の長期化によるタクシー利用の抑制、当社の商圏内であるX業関連顧客の極端な低迷等による影響、業界の規制緩和により前年比〇台もの増車となり需要に比して台数過剰な状況にあり、1台当たりの売上高が減少していること、等であると推察できる。		
	運送原価率の減少		車両メーカー変更による消耗部品費の減、事故が少なかったため車両修繕費の減、無事故割引による保険料の減額等により前年に比して微減となった。		
	雑収入の減少		前期において従業員の病死による生命保険金収入が×××万円あったが、当期はその様な特別収入は無く、前年比約×××万円の減少となった。		
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項		変 更 等 の 理 由		
	なし		なし		
	運賃収入減少の理由について同業他社を含めた割引制度の導入や増車理由が記載されており、調査省略等の参考になる。		雑収入について前期の保険金収入の内容が記載されており、疑問点が解消された。		

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
貸倒損失に関して	貸倒損失の計上の可否について相談を受けた。これに対し、貸倒損失の計上には税法の基準及び適法額がある事を説明し、助言した。以上に関する会社の計算は適法かつ適正であることを確認した。 貸倒損失の計上について法人から相談を受け、税理士の適切な助言により処理されており、調査省略等の参考になる。

5 その他

総合所見

日々の取引については、整然かつ明瞭に会計処理されており、原始記録の保存状態も良好である。また、契約書、請求書等の証拠書類についても、整然と保管されている。会計組織は適切に確立され内部牽制は機能していると認められる。

取引内容については、毎月の監査時にチェックし、仕訳の誤りがあればその都度指導し修正させている。また、決算にあたっては、あらためて全ての損益科目と資産・負債科目について内容を検討した。

毎月の監査の徹底と日々の記帳の確認及び決算補正事項も正しく修正されていること等を勘案して、この申告は妥当であると認められる。

総合所見において①原始記録の保存状況、②日々の会計処理の状況、③内部牽制、④巡回時の指導の状況等が詳しく記載されており、調査省略等の参考になる。